

依頼者見舞金支給申請書

日本弁護士連合会 御中

私は、次のとおり、貴連合会会員の横領行為によって財産を失いましたので、依頼者見舞金制度に関する規程第3条第1項及び第2項の規定により、同条第5号及び第6号に掲げる事項を疎明する資料を添付して、依頼者見舞金の支給を申請します。

なお、私は、この申請書及び添付書類に記載された情報について、貴連合会及び弁護士会がこれを取得すること並びに依頼者見舞金制度に関する規程及び依頼者見舞金制度実施規則に定める手続上必要となる範囲の関係者に対して第三者提供することに同意します。

※太枠内を必ずご記入ください。

①	申請年月日	(西暦)	年	月	日
申請者	② 横領被害を受けた方	フリガナ			
		お名前	ご住所	〒	-
申請者	③ ((2の方が亡くなっている場合) 承継人)	フリガナ			
		お名前	ご住所	〒	-
	亡くなった日	(西暦)	年	月	日
			②の方のご関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹		

※太枠内を必ずご記入ください。

被害に関する情報	④ 依頼していた弁護士 (又は弁護士法人)	フリガナ		
		氏名 (弁護士法人の場合は法人名)	所属弁護士会 (申請書提出先)	弁護士会
		法律事務所の名称		
		所在場所		
⑤ 横領が行われた時期	(支給対象は2017年4月1日以降に行われた事案に限ります。)			

※本申請書はこちらの弁護士会に提出してください

被害に関する情報	⑥ 事案の概要	④の弁護士(又は弁護士法人)に依頼していた内容		
		被害を受けた経緯 被害の状況 など		

⑦ 被害金額	(A) 被害金額(総額)	(B) 被害に対する填補・賠償を受けた金額	(C) (A)-(B)で算出される金額																																				
	<table border="1"> <tr><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	億	千	百	十	一	円							<table border="1"> <tr><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	億	千	百	十	一	円							=	<table border="1"> <tr><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	億	千	百	十	一	円					
億	千	百	十	一	円																																		
億	千	百	十	一	円																																		
億	千	百	十	一	円																																		
	(正確に分からない場合は概数)	() 円	() 円	() 円																																			

(C)の金額が300,000円以下の場合には支給対象外となります。

添付資料	⑧ ④との関係を疎明する書類	(添付したものにチェックを入れてください) <input type="checkbox"/> 委任契約書 <input type="checkbox"/> 後見等の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
	⑨ ⑤~⑦の記載内容を疎明する書類	<input type="checkbox"/> 預り証 <input type="checkbox"/> 被害届 <input type="checkbox"/> 懲戒請求書 <input type="checkbox"/> その他()
	⑩ 損害額の一部が填補・賠償された場合、その額(⑦(B)記入額)を疎明する書類	<input type="checkbox"/> 和解書 <input type="checkbox"/> 示談書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> その他()
	⑪ ((3記入の場合) 被害者本人との関係を疎明する書類	<input type="checkbox"/> 戸籍事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他()
	⑫ その他添付した書類	

提出いただいた個人情報については、本会及び弁護士会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、依頼者見舞金制度に関する規程及び依頼者見舞金制度実施規則に定める手続において必要となる範囲内で、本会及び弁護士会において共同で利用します。当該個人情報の管理については本会が責任を有します。また、同規程及び同規則に定める手続上必要となる範囲の関係者に対して、取得した個人情報を第三者提供する場合があります。

また、依頼者見舞金の支給状況を統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されない状態で公表することがあります。

なお、本申請書を含め提出された書類等は、手続の終了後も返却いたしません。

弁護士会処理欄

依頼者見舞金支給申請書(書式1) 記入要領

申請者の方に関する情報(①～③)

項目	内容
① 申請年月日 <small>(規程第3条第2項第1号事項)</small>	申請書を提出する日を記入してください。 (財産を失ったことを知った時から3年を経過した場合または対象行為の時から5年を経過して申請した場合は支給対象外となります。)
② 横領被害を受けた方 <small>(規程第3条第2項第2号事項)</small>	お名前、ご住所、電話番号を記入してください。 また、申請書2枚目のお名前欄に捺印をお願いいたします。
③ 承継人 <small>(規程第3条第2項第3号事項)</small>	この欄は、②の方ご本人が亡くなられている場合で、承継人 [※] の方が申請する場合にのみ記入が必要です。また、お名前欄には捺印をお願いいたします(②欄には不要です。) ※依頼者見舞金制度に関する規程第2条第2項に定める方

被害に関する情報(④～⑦)

④ 依頼していた弁護士(又は弁護士法人) <small>(規程第3条第2項第4号事項)</small>	・「氏名(又は法人名)」 <small>(規程第3条第2項第4号事項)</small>	対象となる行為をした弁護士の氏名(又は弁護士法人の名称)
	・「法律事務所の名称」 <small>(規程第3条第2項第4号事項)</small>	対象行為の当時にその弁護士が所属していた法律事務所の名称と所在場所について、分かる範囲で記入してください。
	・「所在場所」 <small>(規則第4条第1項第1号事項)</small>	
	・「所属弁護士会」 <small>(規則第4条第1項第2号事項)</small>	対象行為の当時所属していた弁護士会を記入してください。(不明な場合は、現在所属している弁護士会(さらに既に弁護士でなくなっているときは最後に所属していた弁護士会)) 【本申請書はこの欄に記載した弁護士会に提出してください】
⑤ 横領が行われた時期 <small>(規程第3条第2項第5号事項)</small>	分かる範囲で、できるだけ具体的にご記入ください。 ※2017年4月1日以降に行われた事案が支給対象となりますので、ご注意ください。	
⑥ 事案の概要 <small>(規程第3条第2項第5号事項)</small>	「④に依頼していた内容」、「被害を受けた経緯 被害の状況 など」について、分かる範囲で具体的に記入してください。 欄が足りない場合は別紙に記入し、⑫記載の添付書類として提出してください。	
⑦ 被害金額 <small>(規程第3条第2項第6号事項)</small> <small>(規程第3条第2項第7号事項)</small> <small>(規程第2条第1項第1・2号事項)</small>	各欄所定の金額を記入してください。 正確には分からない場合は、マス目の下欄におおよその金額を記入してください。 「(A) 被害金額(総額)」 「(B) 被害に対する填補・賠償を受けた金額」 : (A)の被害金額の一部について、填補されていたり、賠償を受けている場合はその金額 「(C) (A)-(B)で算出される金額」・・・この金額が30万円以下の場合には支給対象外となります。	

添付する資料(⑧～⑫) ※手続終了後も返却いたしません。

⑧ ④との関係を疎明する書類 <small>(規程第3条第2項第5号事項)</small>	委任契約書(コピー)、後見等の登記事項証明書(コピー)など、関係を疎明する書類を本申請書に添付の上、該当する「□」欄にチェック(「その他」の場合はその内容)を入れてください。
⑨ ⑤～⑦の記載内容を疎明する書類 <small>(規程第3条第2項第5・6号事項)</small>	預り証(コピー)、被害届(コピー)、懲戒請求書(コピー)など、記載内容を疎明する書類を本申請書に添付の上、該当する「□」欄にチェック(「その他」の場合はその内容)を入れてください。
⑩ 損害額の一部が填補・賠償された場合に、その額(⑦(B)記入額)を疎明する書類 <small>(規程第3条第2項第5・6号事項)</small>	⑦(B)欄に金額を記入した場合、和解書(コピー)、示談書(コピー)、預貯金通帳の写しなど、その金額を疎明する書類を本申請書に添付の上、該当する「□」欄にチェック(「その他」の場合はその内容)を入れてください。
⑪ (③記入の場合)被害者本人との関係を疎明する書類 <small>(規程第3条第2項第5号事項)</small>	③記載の申請者(承継人)の方の場合に、戸籍事項証明書(コピー)、住民票の写し(コピー)など、②の方との関係を疎明する書類を本申請書に添付の上、該当する「□」欄にチェック(「その他」の場合はその内容)を入れてください。
⑫ その他添付した書類	⑧から⑪までの書類以外に添付する書類がある場合は、その種類を記載してください。